

**中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定様式-(イ)-②のご案内**

本認定を受けると、信用保証協会では一般枠とは別枠での保証が受けられます。ただし、必ず保証が受けられるわけではありません。信用保証協会の審査がありますのでご了承ください。

○ **認定条件**

- (1) 新宿区内に事業実態があること
 - (2) 経済産業大臣の指定業種を主たる事業として営んでおり、同時に非指定業種等も営んでいること
詳しくは、中小企業庁ホームページをご覧ください。URL=<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>
 - (3) 次の①と②の条件を、いずれも満たしていること
 - ① 主たる事業の最近3か月の売上高の合計が前年同期の売上高の合計と比較して5%以上減少していること
 - ② 企業全体の最近3か月の売上高の合計が前年同期の売上高の合計と比較して5%以上減少していること
- ※「最近」の起算は申請月の前月又は前々月からとします。
(例：4月申込の場合、1～3月又は12～2月の3か月)

○ **提出書類等**

法 人	個 人
1 認定申請書（区所定の用紙） 2通 2 履歴事項全部証明書のコピー（発行より3か月以内のもの） 3 直近期の法人税確定申告書及び決算書の原本またはコピー ※税務署受付印、別表・勘定科目内訳書等付属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 ※確認後返却いたします 4 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 月別売上のわかる試算表 ② 総勘定元帳の売上欄のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※業種ごとに売上高が確認できる資料 （主たる事業と企業全体の売上高が確認できる資料） 5 (イ) - ②用 売上高等確認書（区所定の用紙） 6 法人の実印	1 認定申請書（区所定の用紙） 2通 2 直近期の所得税確定申告書のコピー ※税務署受付印、青色申告決算書・収支内訳書等付属書類のあるもの ※電子申告の場合は、メール詳細を添付 3 月別売上減少の確認できる資料（円単位） 下記①～③のいずれか ① 売上帳等のコピー ② 現金出納帳等のコピー ③ 得意先別明細のある月別売上資料 ※業種ごとに売上高が確認できる資料 （主たる事業と企業全体の売上高が確認できる資料） 4 (イ) - ②用 売上高等確認書（区所定の用紙） 5 事業主の実印
※【売上減少の確認できる資料については、最近3か月分及び比較する期間相当分】 （例：令和3年4月申込の場合、令和3年1～3月及び令和2年1～3月の資料等）	

※認定申請書等の記載に誤りがあった場合、訂正印（実印）の押印が必要になります。

申請の際、実印をお持ちでない場合、認定申請書の差し替えが必要になります。

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから **30日以内**です。

※NPO法人の方は、必ず事前に産業振興課へご連絡ください。

○問い合わせ先 **新宿区西新宿6-8-2 区立産業会館（BIZ新宿）4F**
新宿区文化観光産業部産業振興課 ☎（3344）0702